

平成二十五年法律第五十五号

大規模災害からの復興に関する法律

目次

第一章 総則（第一条～第三条）

第二章 復興対策本部及び復興基本方針等

第一節 復興対策本部（第四条～第七条）

第二節 復興基本方針等（第八条・第九条）

第三章 復興のための特別の措置

第一款 復興計画に係る特別の措置

第二款 復興計画の作成等（第十一条～第十二条）

第三款 復興一体事業（第二十一条～第二十七条）

第四款 復興計画の実施に係る特別の措置（第二十八条～第三十八条）

第五章 罰則（第三十九条～第四十条）

第六章 都市計画の特例（第四十一条～第四十二条）

第七章 総則（第四十三条～第五十二条）

（目的）

第一条 この法律は、大規模な災害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、その基本理念、政府による復興対策本部の設置及び復興基本方針の策定並びに復興のための特別の措置について定めることにより、大規模な災害からの復興に向けた取組の推進を図り、もって住民が安心して豊かな生活を営むことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 特定大規模災害 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置されたものをいう。

二 復興基本方針 政府が定める特定大規模災害からの復興のための施策に関する基本的な方針であつて、第八条の規定により定められたものをいう。

三 復興計画 市町村が作成する特定大規模災害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興を図るための市街地の整備に関する事業、農業生産の基盤の整備に関する事業その他の事業の実施を通じた当該地域の復興に関する計画であつて、第十条の規定により作成されたものをいう。

四 都市計画 都市計画法（昭和四十三年法律第一百号）第四条第一項に規定する都市計画をいう。

五 特定公共施設 道路、公園、下水道その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

六 公益的施設 教育施設、医療施設、官公庁施設、購買施設その他他の施設で、地域住民の共同の福祉又は利便のために必要なものをいう。

七 特定業務施設 事務所、事業所その他の業務施設で、特定大規模災害を受けた区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含む。）の基幹的な産業の復興、当該区域の地域における雇用機会の創出及び良好な市街地の形成に寄与するもののうち、公益的施設以外のものをいう。

八 一団地の復興拠点市街地形成施設 前号に規定する区域内の地域住民の生活及び地域経済の再建のための拠点となる市街地を形成する一団地の住宅施設、特定業務施設又は公益的施設及び特定公共施設をいう。

九 特定大規模災害等 特定大規模災害その他著しく異常かつ激甚な非常災害として政令で指定する災害をいう。

十 災害復旧事業 公共土木施設灾害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける災害復旧事業をいう。

ため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十条第二項の規定にかかるわらず、閣議にかけて、臨時に内閣府に復興対策本部（以下「本部」という。）を設置することができ

る。

内閣総理大臣は、本部を置いたときは当該本部の名称、所管区域並びに設置の場所及び期間を、当該本部を廃止したときはその旨を、直ちに告示しなければならない。

（本部の組織）

第五条 本部の長は、復興対策本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国务大臣）をもって充てる。

（本部の所掌事務）

第六条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 復興基本方針の案の作成に關すること。

二 所管区域において関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長並びに地方公共団体の長との他の執行機関が実施する特定大規模災害からの復興のための施策の総合調整に關すること。

三 復興基本方針に基づく施策の実施の推進に關すること。

四 前三号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

五 本部は、復興基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、次条第一項に規定する復興対策委員会の意見を聽かなければならぬ。

（復興対策委員会の設置等）

第六条 本部に、復興対策委員会を置く。

（復興対策委員会の設置）

第七条 本部に、復興対策委員会を置く。

（復興対策委員会の設置等）

第八条 本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。副本部長が二人以上置かれている場合にあっては、あらかじめ本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

（副本部長）

第九条 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

（本部員）

一 本部長及び副本部長以外の全ての国务大臣

二 副大臣若しくは大臣政務官又は国务大臣以外の関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者

三 副本部長及び本部員以外の本部の職員は、関係行政機関の長又は職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

四 本部に、当該本部の所管区域にあって当該本部長の定めるところにより当該本部の事務の一

五 本部に、当該本部の所管区域にあって当該本部長の定めるところにより当該本部の事務の一

六 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

（本部員）

一 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害

二 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

三 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

四 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

五 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

六 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

七 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

八 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

九 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

一〇 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

一一 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

一二 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

一二 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

一三 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

一四 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

一五 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

一六 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

一七 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

一八 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

一九 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

二〇 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

二一 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

二二 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

ため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十条第二項の規定にかかるわらず、閣議にかけて、臨時に内閣府に復興対策本部（以下「本部」という。）を設置することができ

る。

内閣総理大臣は、本部を置いたときは当該本部の名称、所管区域並びに設置の場所及び期間を、当該本部を廃止したときはその旨を、直ちに告示しなければならない。

（本部の組織）

第五条 本部の長は、復興対策本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国务大臣）をもって充てる。

（本部の所掌事務）

第六条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 復興基本方針の案の作成に關すること。

二 所管区域において関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長並びに地方公共団体の長との他の執行機関が実施する特定大規模災害からの復興のための施策の総合調整に關すること。

三 復興基本方針に基づく施策の実施の推進に關すること。

四 前三号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

五 本部は、復興基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、次条第一項に規定する復興対策委員会の意見を聽かなければならぬ。

（復興対策委員会の設置等）

第六条 本部に、復興対策委員会を置く。

（復興対策委員会の設置）

第七条 本部に、復興対策委員会を置く。

（復興対策委員会の設置等）

第八条 本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。副本部長が二人以上置かれている場合にあっては、あらかじめ本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

（副本部長）

第九条 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

（本部員）

一 本部長及び副本部長以外の全ての国务大臣

二 副大臣若しくは大臣政務官又は国务大臣以外の関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者

三 副本部長及び本部員以外の本部の職員は、関係行政機関の長又は職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

四 本部に、当該本部の所管区域にあって当該本部長の定めるところにより当該本部の事務の一

五 本部に、当該本部の所管区域にあって当該本部長の定めるところにより当該本部の事務の一

六 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

（本部員）

一 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害

二 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

三 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

四 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

五 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

六 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

七 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

八 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

九 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

一〇 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

一一 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

一二 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

一二 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

一三 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

一四 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

一五 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

一六 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

一七 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

一八 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

一九 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

二〇 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

二一 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

二二 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

ため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十条第二項の規定により復興現地

復興現地対策本部の事務を掌理する。

復興現地対策本部長及び復興現地対策本部員は、副本部長、本部員その他の本部の職員のうちから、本部員が指名する者をもって充てる。

（本部の所掌事務）

第六条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 復興基本方針の案の作成に關すること。

二 所管区域において関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長並びに地方公共団体の長との他の執行機関が実施する特定大規模災害からの復興のための施策の総合調整に關すること。

三 復興基本方針に基づく施策の実施の推進に關すること。

四 前三号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

五 本部は、復興基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、次条第一項に規定する復興対策委員会の意見を聽かなければならぬ。

（復興対策委員会の設置等）

第六条 本部に、復興対策委員会を置く。

（復興対策委員会の設置）

第七条 本部に、復興対策委員会を置く。

（復興対策委員会の設置等）

第八条 本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。副本部長が二人以上置かれている場合にあっては、あらかじめ本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

（副本部長）

第九条 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

（本部員）

一 本部長及び副本部長以外の全ての国务大臣

二 副大臣若しくは大臣政務官又は国务大臣以外の関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者

三 副本部長及び本部員以外の本部の職員は、関係行政機関の長又は職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

四 本部に、当該本部の所管区域にあって当該本部長の定めるところにより当該本部の事務の一

五 本部に、当該本部の所管区域にあって当該本部長の定めるところにより当該本部の事務の一

六 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

（本部員）

一 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害

二 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

三 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

四 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

五 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

六 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

七 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

八 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

九 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

一〇 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

一一 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

一二 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

一二 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

一三 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

一四 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

一五 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

一六 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

一七 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

一八 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

一九 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

二〇 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

二一 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

二二 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

二三 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

二四 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

二五 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

二六 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

二七 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

二八 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

二九 本部長の諮問に応じて、特定大規模災害から

二〇 前条第二項の規定は、復興現地対策本部について準用する。

二一 復興現地対策本部に、復興現地対策本部長及び復興現地対策本部員その

一 特定大規模灾害からの復興の意義及び目標に関する事項

二 特定大規模灾害からの復興のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

三 特定大規模灾害を受けた地域における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向その他の当該特定大規模灾害からの復興に関する基本となるべき事項

四 特定大規模灾害からの復興のための施策に係る国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の連携協力の確保に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、特定大規模災害からの復興に関し必要な事項

六 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による復興基本方針の変更について準用する。

（都道府県復興方針）

第七条 特定大規模灾害を受けた都道府県の知事は、復興基本方針に即して、当該都道府県の区域に係る当該特定大規模灾害からの復興のための施策に関する方針（以下「都道府県復興方針」という。）を定めることができる。

二 都道府県復興方針には、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定大規模灾害からの復興の目標に関する事項

二 特定大規模灾害からの復興のために当該都道府県が実施すべき施策に関する方針

三 当該都道府県における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向その他の当該特定大規模灾害からの復興に関する基本となるべき事項

四 前三号に掲げるもののほか、特定大規模災害からの復興に関する必要な事項

五 都道府県知事は、都道府県復興方針に他の地方公共団体と関係がある事項を定めようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならぬ。

都道府県知事は、都道府県復興方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係市町村長に通知し、かつ、内閣総理大臣に報告しなければならない。

内閣総理大臣は、前項の規定により報告を受けた都道府県復興方針について、必要があると認めるときは、当該都道府県知事に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

都道府県知事は、都道府県復興方針の策定のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長又は関係のある公私の団体に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

第三項から前項までの規定は、都道府県復興方針の変更について準用する。

第三章 復興のための特別の措置

第一節 復興計画に係る特別の措置

第一款 復興計画の作成等

(復興計画)

第十条 次の各号に掲げる地域のいずれかに該当する地域をその区域とする市町村（以下「特定被災市町村」という。）は、復興基本方針（当該特定被災市町村を包括する都道府県（以下「特定被災都道府県」という。）が都道府県復興方針を定めた場合にあっては、復興基本方針及び当該都道府県復興方針）に即して、内閣府令で定めるところにより、単独で又は特定被災都道府県と共同して、復興計画を作成することができる。

一 特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域

二 特定大規模災害の影響により多数の住民が避難し、若しくは住所を移転することを余儀なくされた地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域（前号に掲げる地域を除く。）

三 前二号に掲げる地域と自然、経済、社会、文化その他の地域の特性において密接な関係が認められる地域であつて、前二号に掲げる地域の住民の生活の再建を図るための整備を図ることが適切であると認められる地域

四 前二号に掲げる地域のほか、特定大規模災害を受けた地域であつて、市街地の円滑かつ迅速な復興を図ることが必要であると認められる地域

復興計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

二 復興計画の区域（以下「計画区域」という。）

三 一 当該特定被災市町村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針（土地の用途の概要その他内閣府令で定める事項を記載したもの）をいう。以下「土地利用方針」という。）その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項

四 一 第二号の目標を達成するために必要な次に掲げる事業（以下「復興整備事業」という。）に係る実施主体、実施区域その他の内閣府令で定める事項

イ 市街地開発事業（都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業をいう。）

ロ 土地改良事業（土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業（同項第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事業に限る。）をいう。以下同じ。）

ハ 復興一体事業（第二十一条第一項に規定する復興一体事業をいう。第十五条において同じ。）

二 集団移転促進事業（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号。以下「集団移転促進法」という。）第二条第二項に規定する集団移転促進事業をいう。以下同じ。）

ホ 住宅地区改良事業（住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二条第一項に規定する住宅地区改良事業をいう。以下同じ。）

ヘ 都市計画法第十二条第一項各号に掲げる施設の整備に関する事業

ト 小規模団地住宅施設整備事業（一団地における五戸以上五十戸未満の団地及びこれらに附帯する通路その他の施設の整備に関する事業をいう。第十八条の二において同じ。）

チ 津波防護施設（津波防災地城づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。）の整備に関する事業

リ 渔港漁場整備事業（漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三

(十七号) 第四条第一項に規定する漁港漁場整備事業をいう。(以下同じ。)

又 保安施設事業（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項に規定する保安施設事業をいう。）

ル 液状化対策事業（地盤の液状化により被害を受けた市街地の土地において再度災害を防止し、又は軽減するために施行する事業をいう。）

ヲ 造成宅地滑動崩落対策事業（地盤の滑動又は崩落により被害を受けた造成宅地（宅地造成に関する工事が施行された宅地をいう。）において、再度災害を防止するために施行する事業をいう。）

ワ 地籍調査事業（地籍調査（国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第二条第五項に規定する地籍調査をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。）

力 イ からワまでに掲げるもののほか、住宅施設・水産物加工施設その他の地域の円滑かつ迅速な復興を図るために必要となる施設の整備に関する事業

五 復興整備事業一体となつてその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他の地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項

六 復興計画の期間

七 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項

3 前項第四号に掲げる事項には、特定被災市町村（当該特定被災市町村が特定被災都道府県と共同して復興計画を作成する場合（以下「共同作成の場合」という。）にあっては、当該特定被災市町村及び特定被災都道府県。以下「特定被災市町村等」という。）が実施する事業に係るものと記載するほか、必要に応じ、特定被災市町村等以外の者が実施する事業に係るものと記載することができる。

4 特定被災市町村等は、復興計画に当該特定被災市町村等以外の者が実施する復興整備事業に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、その者の同意を得なければならぬ。

5 特定被災市町村等は、復興計画を作成しようするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

特定被災市町村等は、復興計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 前二項の規定は、復興計画の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。（復興協議会）

第十一條 特定被災市町村等は、復興計画及びその実施に關し必要な事項について協議（第四項各号に掲げる協議を含む。）を行うため、復興協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
一 特定被災市町村の長（以下「特定被災市町村長」という。）

二 特定被災都道府県の知事（以下「特定被災都道府県知事」という。）

三 特定被災市町村等は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 國の関係行政機關の長
二 その他特定被災市町村等が必要と認める者

4 特定被災市町村等は、次の各号に掲げる協議を行ふ場合には、当該各号に定める者を協議会の構成員として加えるものとする。ただし、やむを得ない事由によりそれらの者を構成員として加えることが困難な場合は、第十六号に掲げる協議にあつては農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。

一 次条第一項第三号に定める事項（都道府県が定める都市計画法第十八条第三項に規定する者その他の国土交通省令で定める者及び国土交通大臣通大臣）

二 次条第一項第二号に定める事項に係る同条第二項の協議（国土の利用及び土地利用に関し学識経験を有する者並びに国土交通大臣）

三 次条第一項第三号に定める事項（都道府県が定める都市計画法第十八条第三項に規定する者その他の国土交通省令で定める者及び国土交

通大臣）

四 次条第一項第五号に定める事項に係る同条第二項の協議（當該事項に關し密接な關係を有する者として農林水産省令で定める者

五 次条第一項第六号に定める事項に係る同条第二項の協議

森林（森林法第二条第一項に規定する森

林をいう。以下同じ。）及び林業

等を管轄する森林管理局長並びに農林水產

六 次条第一項第七号に定める事項（森林法第二条第一項に規定する保安林（同法第二十五条の二第一項又は第三項に規定するものほか、協議会の組織及

規定期定により指定された保安林をいう。以下同じ。）の解除に係るものに限る。）に係る次条第二項の協議

農林水產大臣

七 次条第一項第八号に定める事項（級河川（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第四条第一項に規定する一級河川をいう。次

条第三項第十一号及び第五十一条第一項において同じ。）の河川区域（同法第六条第一項に規定する河川区域をいう。同号において同じ。）に係るものに限る。）に係る次条第二項の協議

農林水產大臣

八 第十三条第一項の協議

農林水產大臣

九 第十三条规定第一号に掲げる事項に係る同項の協議

國土交通大臣

十 第十三条规定第二号に掲げる事項に係る同項の協議

環境大臣

十一 第十三条规定第三号に掲げる事項（都

市計画法第五十九条第六項に規定する公共の

用に供する施設を管理する者の意見の聴取を

要する場合における認可又は承認に関する事

項に限る。）に係る第十三条规定第五項又は第七

項の協議

當該公共の用に供する施設を管理する者

十二 第十三条规定第三号に掲げる事項（都

市計画法第五十九条第六項に規定する土地改

良事業計画による事業を行う者の意見の聴取

を要する場合における認可又は承認に関する事

項に限る。）に係る第十三条规定第五項又は第七

項の協議

當該公共の用に供する施設を管理する者

十三 第十三条规定第一号に掲げる事項（都

市計画法第三十二条第一項の同意を要する場

合における許可に關する事項に限る。）に係

る。）に係る第十三条规定第五項又は第七

項の協議

當該土地改良事業計画による事

業を行う者

十四 第十三条规定第一号に掲げる事項（都

市計画法第三十二条第二項の協議を要する場

合における許可に關する事項に限る。）に係

る。）に係る第十三条规定第七項の協議

當該第三十二条第二項の協議

一項に規定する公共施設の管理者（以下「公

共施設管理者」という。）

十五 第十三条规定第一号に掲げる事項（都

市計画法第三十二条第二項の協議を要する場

合における許可に關する事項に限る。）に係

る。）に係る第十三条规定第七項の協議

當該第三十二条第二項の協議

一項に規定する公共施設の管理者（以下「公

共施設管理者」という。）

十六 第十三条规定第四号に掲げる事項に係る者

（第十条第二項第四号に掲げる事項に係る者）

十七 第十三条规定第七項の協議

農業委員会（農業委員会等に関する事

項に定める者）

十八 第十六条规定第四項に規定する会議における協議

土地改良法第八十七条の一第六項に

規定する土地改良施設の管理者

十九 第十七条规定第三項の協議

森林及び林業に関する事

業経験を有する者

二十 第十八条第三項の協議

国土交通大臣

二十一 第十八条第九項の規定による会議における協議

住宅地区改良法第七条各号に掲げる者及び国土交通大臣

二十二 第十九条规定第二項の規定による会議における協議

農林水產大臣

二十三 第二十条规定第二項の協議

国土交通大臣

二十四 第一条の協議を行つたための会議（以下単に「会議」という。）は、特定被災市町村長及び特定被災都道府県知事並びに前二項の規定により加わつた者又はこれらの指名する職員をもつて構成する。

二 協議会は、会議において協議を行うため必要があると認めるときは、國の行政機關の長、特定被災市町村長及び特定被災都道府県知事その他の執行機關に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができ

る。

三 都市計画区域（都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域であつて、同法第五条第四項に規定する都市計画区域を除く。以下この号において同じ。）の指定、変更又は廃止、当該指定、変更又は廃止に係る都市計画区域の名称及び区域

四 農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十九号）第六条第一項に規定する農業振興地域をいう。以下この号において同じ。）の変更、当該変更に係る農業振興地域の区域

五 農用地利用計画（農業振興地域の整備に関する法律第八条第四項に規定する農用地利用計画をいう。）の変更、当該変更に係る農用地区域（同条第二項第一号に規定する農用地

合における許可に關する事項に限る。）に係る第十三条第七項の協議

同法第三十二条第二項に規定する公

共施設を管理することとなる者その他の同項の規定により指定された保安林をいう。以下同じ。）に係る次条第二項の協議

農業委員会（農業委員会等に関する事

項に定める者）

十六 第十三条规定第五号に掲げる事項に係る者

（第十条第二項第四号に掲げる事項に係る者）

十七 第十三条规定第七項の協議

農業委員会（農業委員会等に関する事

項に定める者）

十八 第十六条规定第四項に規定する会議における協議

土地改良法第八十七条の一第六項に

規定する土地改良施設の管理者

十九 第十七条规定第三項の協議

森林及び林業に関する事

業経験を有する者

二十 第十八条第三項の協議

国土交通大臣

二十一 第十八条第九項の規定による会議における協議

住宅地区改良法第七条各号に掲げる者及び国土交通大臣

二十二 第十九条规定第二項の規定による会議における協議

農林水產大臣

二十三 第二十条规定第二項の協議

国土交通大臣

二十四 第一条の協議を行つたため必要があると認めるときは、國の行政機關の長、特定被災市町村長及び特定被災都道府県知事その他の執行機關に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができ

る。

二十五 第十三条规定第四号に掲げる事項に係る者

（第十条第二項第四号に掲げる事項に係る者）

二十六 第十三条规定第七項の協議

農業委員会（農業委員会等に関する事

項に定める者）

二十七 第十六条规定第四項に規定する会議における協議

土地改良法第八十七条の一第六項に

規定する土地改良施設の管理者

二十八 第十七条规定第三項の協議

森林及び林業に関する事

業経験を有する者

二十九 第十八条第三項の協議

国土交通大臣

三十 第十八条第九項の規定による会議における協議

住宅地区改良法第七条各号に掲げる者及び国土交通大臣

三十一 第十九条规定第二項の規定による会議における協議

農業委員会（農業委員会等に関する事

項に定める者）

三十二 第二十条规定第二項の協議

国土交通大臣

三十三 第一条の協議

國の行政機關の長、特定被災市町村長及び特定被災都道府県知事その他の執行機關に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができ

る。

三十四 第十三条规定第四号に掲げる事項に係る者

（第十条第二項第四号に掲げる事項に係る者）

三十五 第十三条规定第七項の協議

農業委員会（農業委員会等に関する事

項に定める者）

三十六 第十六条规定第四項に規定する会議における協議

土地改良法第八十七条の一第六項に

規定する土地改良施設の管理者

三十七 第十七条规定第三項の協議

森林及び林業に関する事

業経験を有する者

三十八 第十八条第三項の協議

国土交通大臣

三十九 第十八条第九項の規定による会議における協議

住宅地区改良法第七条各号に掲げる者及び国土交通大臣

四十 第十九条规定第二項の規定による会議における協議

農業委員会（農業委員会等に関する事

項に定める者）

四十一 第二十条规定第二項の協議

国土交通大臣

四十二 第一条の協議

國の行政機關の長、特定被災市町村長及び特定被災都道府県知事その他の執行機關に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求め

る。

四十三 第十三条规定第四号に掲げる事項に係る者

（第十条第二項第四号に掲げる事項に係る者）

四十四 第十三条规定第七項の協議

農業委員会（農業委員会等に関する事

項に定める者）

四十五 第十六条规定第四項に規定する会議における協議

土地改良法第八十七条の一第六項に

規定する土地改良施設の管理者

四十六 第十七条规定第三項の協議

森林及び林業に関する事

業経験を有する者

四十七 第十八条第三項の協議

国土交通大臣

四十八 第十八条第九項の規定による会議における協議

住宅地区改良法第七条各号に掲げる者及び国土交通大臣

四十九 第十九条规定第二項の規定による会議における協議

農業委員会（農業委員会等に関する事

項に定める者）

五十 第二十条规定第二項の協議

国土交通大臣

五十一 第一条の協議

國の行政機關の長、特定被災市町村長及び特定被災都道府県知事その他の執行機關に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求め

る。

五十二 第十三条规定第四号に掲げる事項に係る者

（第十条第二項第四号に掲げる事項に係る者）

五十三 第十三条规定第七項の協議

農業委員会（農業委員会等に関する事

項に定める者）

五十四 第十六条规定第四項に規定する会議における協議

土地改良法第八十七条の一第六項に

規定する土地改良施設の管理者

五十五 第十七条规定第三項の協議

森林及び林業に関する事

業経験を有する者

五十六 第十八条第三項の協議

国土交通大臣

五十七 第十八条第九項の規定による会議における協議

住宅地区改良法第七条各号に掲げる者及び国土交通大臣

五十八 第十九条规定第二項の規定による会議における協議

農業委員会（農業委員会等に関する事

項に定める者）

五十九 第二十条规定第二項の協議

国土交通大臣

六十 第一条の協議

國の行政機關の長、特定被災市町村長及び特定被災都道府県知事その他の執行機關に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求め

る。

六十一 第十三条规定第四号に掲げる事項に係る者

（第十条第二項第四号に掲げる事項に係る者）

六十二 第十三条规定第七項の協議

農業委員会（農業委員会等に関する事

項に定める者）

六十三 第十六条规定第四項に規定する会議における協議

土地改良法第八十七条の一第六項に

規定する土地改良施設の管理者

六十四 第十七条规定第三項の協議

森林及び林業に関する事

業経験を有する者

六十五 第十八条第三項の協議

国土交通大臣

六十六 第十八条第九項の規定による会議における協議

住宅地区改良法第七条各号に掲げる者及び国土交通大臣

六十七 第十九条规定第二項の規定による会議における協議

農業委員会（農業委員会等に関する事

3

区域をいう。以下同じ。) 及びその区域内にある土地の農業上の用途区分

六 地域森林計画区域 (森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林の区域をいう。) の変更 当該変更に係る森林の区域

七 保安林の指定又は解除 その保安林の所在場所及び指定の目的並びに保安林の指定に係る事項を記載しようとする場合にあっては指定施業要件 (森林法第三十三条第一項に規定する指定施業要件をいう。)

八 漁港区域の指定、変更又は指定の取消し 当該指定、変更又は指定の取消しに係る漁港の名称及び区域

特定被災市町村等は、協議会が組織されてい場合において、復興計画に前項各号に定める項目を記載しようとするときは、当該事項について、農林水産省令・国土交通省令で定めることにより、会議における協議をするとともに、同項各号に定める事項が次の各号に掲げる事項であるときは、それぞれ当該各号に定める者の同意を得なければならない。ただし、内閣府令で定める理由により会議における協議が困難な場合 (以下単に「会議における協議が困難な場合」という。) は、この限りでない。

一 前項第二号に定める事項 国土交通大臣

二 前項第三号に定める事項 都道府県が定める都市計画 (都市計画法第十八条第三項に規定する都市計画に限る。) の決定又は変更に定める理由により会議における協議が困難な場合 (以下単に「会議における協議が困難な場合」という。) は、この限りでない。

三 前項第五号に定める事項 特定被災都道府県知事 (共同作成の場合を除く。)

四 第一項第三号に定める事項 (市町村が定める都市計画 (都市計画法第十九条第三項に規定する都市計画に限る。) の決定又は変更に係るものに限る。) 特定被災都道府県知事に、同項各号に定める事項が次の各号に掲げる事項であるときは、それぞれ当該各号に定める者の同意を得なければならない。ただし、内閣府令で定める理由により会議における協議が困難な場合 (以下単に「会議における協議が困難な場合」という。) は、この限りでない。

五 第一項第五号に定める事項 特定被災都道府県の同意を得ること (共同作成の場合を除く。) 及び当該事項に関し密接な関係を有する者として農林水産省令で定める者の意見を聴くこと。

六 第一項第六号に定める事項 都道府県森林審議会及び特定被災市町村等を管轄する森林管理局長の意見を聴くこと及びに内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議すること。

七 第一項第七号に定める事項 (海岸保全区域 (海岸法 (昭和三十一年法律第百一号) 第三条の二第四項第一号に該当する保安林又は同一項第二号に該当する保安林 (同法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため指定されたものに限る。次項第八号において同じ。) の解除に係るものに限る。) 農林水産大臣等は、協議会が組織されない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、内閣府令・農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める手続を経なければならない。

一 第一項第一号に定める事項 土地利用計画第三十八条第一項に規定する審議会等の意

見を聴くこと及び内閣総理大臣を経由して国土交通大臣の意見を聴くこと。

二 第一項第二号に定める事項 都道府県都市計画審議会の意見を聴くこと及び内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をし、その同意を得ること。

三 第一項第三号に定める事項 (都道府県が定める都市計画 (都市計画法第十八条第三項に規定する都市計画に限る。) の決定又は変更に係るものに限る。) 内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をし、その同意を得ること。

四 第一項第三号に定める事項 (市町村が定める都市計画 (都市計画法第十九条第三項に規定する都市計画に限る。) の決定又は変更に係るものに限る。) 特定被災都道府県知事に、同項各号に定める事項が次の各号に掲げる事項であるときは、それぞれ当該各号に定める者の同意を得なければならない。ただし、内閣府令で定める理由により会議における協議が困難な場合 (以下単に「会議における協議が困難な場合」という。) は、この限りでない。

五 第一項第五号に定める事項 特定被災都道府県の同意を得ること (共同作成の場合を除く。) 及び当該事項に関し密接な関係を有する者として農林水産省令で定める者の意見を聴くこと。

六 第一項第六号に定める事項 都道府県森林審議会及び特定被災市町村等を管轄する森林管理局長の意見を聴くこと及びに内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議すること。

七 第一項第七号に定める事項 (海岸保全区域 (海岸法 (昭和三十一年法律第百一号) 第三条の二第四項第一号に該当する保安林又は同一項第二号に該当する保安林 (同法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため指定されたものに限る。次項第八号において同じ。) の解除に係るものに限る。) 農林水産大臣等は、協議会が組織されない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、内閣府令・農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める手續を経なければならない。

一 第一項第一号に定める事項 土地利用計画第三十八条第一項に規定する審議会等の意

見を聴くこと及び内閣総理大臣を経由して国土交通大臣の意見を聴くこと。

二 第一項第二号に定める事項 都道府県都市計画審議会の意見を聴くこと及び内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をし、その同意を得ること。

三 第一項第三号に定める事項 (都道府県が定める都市計画の決定又は変更に係るものに限る。) 都道府県都市計画審議会 (当該特定被災都道府県の意見を聴くこと (共同作成の場合を除く。)) の意見を聴くこと。

四 第一項第三号に定める事項 (市町村が定める都市計画に限る。) 内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をし、その同意を得ること。

五 第一項第五号に定める事項 特定被災都道府県の意見を聴くこと (共同作成の場合を除く。) 及び当該事項に関し密接な関係を有する者として農林水産省令で定める者の意見を聴くこと。

六 第一項第六号に定める事項 都道府県森林審議会及び特定被災市町村等を管轄する森林管理局長の意見を聴くこと及びに内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議すること。

七 第一項第七号に定める事項 (海岸保全区域 (海岸法 (昭和三十一年法律第百一号) 第三条の二第四項第一号に該当する保安林又は同一項第二号に該当する保安林 (同法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため指定されたものに限る。次項第八号において同じ。) の解除に係るものに限る。) 農林水産大臣等は、協議会が組織されない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、内閣府令・農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める手續を経なければならない。

一 第一項第一号に定める事項 土地利用計画第三十八条第一項に規定する審議会等の意

見を聴くこと及び内閣総理大臣を経由して国土交通大臣の意見を聴くこと。

二 第一項第二号に定める事項 都道府県都市計画審議会の意見を聴くこと及び内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をし、その同意を得ること。

三 第一項第三号に定める事項 (都道府県が定める都市計画の決定又は変更に係るものに限る。) 都道府県都市計画審議会 (当該特定被災都道府県の意見を聴くこと (共同作成の場合を除く。)) の意見を聴くこと。

四 第一項第三号に定める事項 (市町村が定める都市計画に限る。) 内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をし、その同意を得ること。

五 第一項第五号に定める事項 特定被災都道府県の意見を聴くこと (共同作成の場合を除く。) 及び当該事項に関し密接な関係を有する者として農林水産省令で定める者の意見を聴くこと。

六 第一項第六号に定める事項 都道府県森林審議会及び特定被災市町村等を管轄する森林管理局長の意見を聴くこと及びに内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議すること。

七 第一項第七号に定める事項 (海岸保全区域 (海岸法 (昭和三十一年法律第百一号) 第三条の二第四項第一号に該当する保安林又は同一項第二号に該当する保安林 (同法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため指定されたものに限る。次項第八号において同じ。) の解除に係るものに限る。) 農林水産大臣等は、協議会が組織されない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、内閣府令・農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める手續を経なければならない。

一 第一項第一号に定める事項 土地利用計画第三十八条第一項に規定する審議会等の意

ようとするときは、当該土地利用方針について、内閣府令・農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議をし、その同意を得なければならぬ。

農林水産大臣は、前二項の協議に係る土地利用方針が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、これらの規定の同意をするものとする。

第十一条第一項第一号に掲げる地域をその区域とする特定被災市町村等が作成する復興計画に係るものであること。

二 特定被災市町村の復興のため必要かつ適当であると認められること。

三 特定被災市町村の農業の健全な発展に支障を及ぼすおそれがないと認められるること。

四 第十条第二項第一号に掲げる事項には、復興整備事業の実施に係る次に掲げる事項（復興計画に第一項に規定する土地利用方針を記載する場合にあっては、第四号に掲げる事項を除く。）を記載することができる。

第五都市計画法第五十九条第一項から第四項までの認可又は承認に関する事項。

六 都市計画法第四十三条第一項の許可に関する事項。

七 森林法第三十四条第一項又は第二項の許可に関する事項。

八 自然公園法（昭和三十二年法律第二百六十一号）第二十条第三項の許可又は同法第三十三条第一項の届出に関する事項。

九 渔港及び漁場の整備等に関する法律第三十九条第一項の許可に関する事項（特定被災都道府県が管理する漁港に係るものに限る。）。

十 港湾法（昭和二十五年法律第二百八十八号）第三十七条第一項の許可若しくは同条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項の協議又は同法第三十八条の二第一項の規定による届出若しくは同条第九項の規定による通知に関する事項（特定被災都道府県が管理する港湾に係るものに限る。）。

特定被災市町村等は、協議会が組織されている場合において、復興計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、そのとする。

一 第十条第一項第一号に掲げる地域をその区域とする特定被災市町村等が作成する復興計画に係るものであること。

二 特定被災市町村の復興のため必要かつ適当であると認められること。

三 前項第三号に掲げる事項（都市計画法第五十九条第一項から第三項までの国土交通大臣の認可又は承認に関する事項に限る。）国土

二 前項第八号に掲げる事項（都市計画法第五十九条第二号に規定する国立公園をいう。）に係る許可又は届出に関する事項に限る。）

四 特定被災市町村等は、協議会が組織されない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興計画に前項各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、内閣府令・国土交通省令・環境省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して、それぞれ同項各号に定める者に協議をし、その同意を得なければならない。この場合において、同項第一号に掲げる事項が第八項第三号又は第四号に掲げる事項であるときは、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議をしなければならない。

五 森林法第三十四条第一項又は第二項の許可に関する事項。

六 都市計画法第五十九条第六項に規定する公共の用に供する施設を管理する者の意見の聴取を要する場合における認可又は承認に関する事項に限る。）

七 第四項第三号に掲げる事項（都市計画法第五十九条第六項に規定する公共の用に供する施設を管理する者の意見の聴取を要する場合における認可又は承認に関する事項に限る。）

八 第四項第三号に掲げる事項（都市計画法第五十九条第六項に規定する土地改良事業計画による事業を行う者の意見の聴取を要する場合における認可又は承認に関する事項に限る。）

九 第四項第六号に掲げる事項（農業委員会その他当該事項に関し密接な関係を有する者として農林水産省令で定める者）。

一〇 第四項第六号に掲げる事項（都道府県森林審議会）。

一一 第四項第六号に掲げる事項（都道府県森林機関）。

一二 第四項第六号に掲げる事項（都道府県知事）。

一三 第四項第六号に掲げる事項（都道府県知事）。

一四 第四項第六号に掲げる事項（都道府県知事）。

一五 第四項第六号に掲げる事項（都道府県知事）。

一六 第四項第六号に掲げる事項（都道府県知事）。

一七 第四項第六号に掲げる事項（都道府県知事）。

一八 第四項第六号に掲げる事項（都道府県知事）。

一九 第四項第六号に掲げる事項（都道府県知事）。

二〇 第四項第六号に掲げる事項（都道府県知事）。

二一 第四項第六号に掲げる事項（都道府県知事）。

二二 第四項第六号に掲げる事項（都道府県知事）。

二三 第四項第六号に掲げる事項（都道府県知事）。

二四 第四項第六号に掲げる事項（都道府県知事）。

二五 第四項第六号に掲げる事項（都道府県知事）。

者）に協議をし、特定被災都道府県知事（第一号に掲げる事項にあっては、特定被災都道府県知事及び公共施設管理者）の同意を得なければならぬ。ただし、第六号に掲げる事項については、農業委員会等に関する同号に定める者への協議について、内閣府令・農林水産省令等に関する協議をするとともに、そのとおり、会議における協議をするとともに、そのとする。

一 第四項第一号に掲げる事項（都市計画法第三十二条第一項の同意を要する場合における許可に係る事項に限る。）

二 第四項第一号に掲げる事項（都市計画法第三十二条第二項の協議を要する場合における許可に係る事項に限る。）

三 第四項第三号に掲げる事項（都市計画法第五十九条第六項に規定する公共の用に供する施設を管理する者の意見の聴取を要する場合における認可又は承認に関する事項に限る。）

四 第四項第三号に掲げる事項（都市計画法第五十九条第六項に規定する土地改良事業計画による事業を行う者の意見の聴取を要する場合における認可又は承認に関する事項に限る。）

五 第四項第四号に掲げる事項（農業委員会その他当該事項に関し密接な関係を有する者として農林水産省令で定める者）。

六 第四項第五号に掲げる事項（都道府県機関）。

七 第四項第六号に掲げる事項（都道府県森林審議会）。

八 第四項第六号に掲げる事項（都道府県森林機関）。

九 第四項第六号に掲げる事項（都道府県知事）。

一〇 第四項第六号に掲げる事項（都道府県知事）。

一一 第四項第六号に掲げる事項（都道府県知事）。

一二 第四項第六号に掲げる事項（都道府県知事）。

一二 第四項第六号に掲げる事項（都道府県知事）。

一四 第四項第六号に掲げる事項（都道府県知事）。

一五 第四項第六号に掲げる事項（都道府県知事）。

一六 第四項第六号に掲げる事項（都道府県知事）。

一七 第四項第六号に掲げる事項（都道府県知事）。

一八 第四項第六号に掲げる事項（都道府県知事）。

一九 第四項第六号に掲げる事項（都道府県知事）。

者）に協議をし、特定被災都道府県知事（第一号に掲げる事項にあっては、特定被災都道府県知事及び公共施設管理者）の同意を得なければならない。ただし、第六号に掲げる事項については、農業委員会等に関する同号に定める者への協議について、内閣府令・農林水産省令等に関する協議をするとともに、そのとおり、会議における協議をするとともに、そのとする。

一 第四項第一号に掲げる事項（都市計画法第三十二条第一項の同意を要する場合における許可に係る事項に限る。）

二 第四項第一号に掲げる事項（都市計画法第三十二条第二項の協議を要する場合における許可に係る事項に限る。）

三 第四項第三号に掲げる事項（都市計画法第五十九条第六項に規定する公共の用に供する施設を管理する者の意見の聴取を要する場合における認可又は承認に関する事項に限る。）

四 第四項第三号に掲げる事項（都市計画法第五十九条第六項に規定する土地改良事業計画による事業を行う者の意見の聴取を要する場合における認可又は承認に関する事項に限る。）

五 第四項第四号に掲げる事項（農業委員会その他当該事項に関し密接な関係を有する者として農林水産省令で定める者）。

六 第四項第五号に掲げる事項（都道府県機関）。

七 第四項第六号に掲げる事項（都道府県森林審議会）。

八 第四項第六号に掲げる事項（都道府県森林機関）。

九 第四項第六号に掲げる事項（都道府県知事）。

一〇 第四項第六号に掲げる事項（都道府県知事）。

一一 第四項第六号に掲げる事項（都道府県知事）。

一二 第四項第六号に掲げる事項（都道府県知事）。

一二 第四項第六号に掲げる事項（都道府県知事）。

一四 第四項第六号に掲げる事項（都道府県知事）。

一五 第四項第六号に掲げる事項（都道府県知事）。

一六 第四項第六号に掲げる事項（都道府県知事）。

一七 第四項第六号に掲げる事項（都道府県知事）。

一八 第四項第六号に掲げる事項（都道府県知事）。

一九 第四項第六号に掲げる事項（都道府県知事）。

をいう。以下同じ。）内において行う開発行為（同法第四条第十二項に規定する開発行為をいふ。）に係る許可に係る事項である場合においては、同法第三十三条及び第三十四条に規定する基準に適合するものであると認めるときは、第七項又は第八項の同意をするものとする。

一 第四項第一号に掲げる事項（都市計画法第三十二条第一項の同意を要する場合における許可に係る事項に限る。）

二 第四項第一号に掲げる事項（都市計画法第三十二条第二項の協議を要する場合における許可に係る事項に限る。）

三 第四項第三号に掲げる事項（都市計画法第五十九条第六項に規定する公共の用に供する施設を管理する者の意見の聴取を要する場合における認可又は承認に関する事項に限る。）

四 第四項第三号に掲げる事項（都市計画法第五十九条第六項に規定する土地改良事業計画による事業を行う者の意見の聴取を要する場合における認可又は承認に関する事項に限る。）

五 第四項第四号に掲げる事項（農業委員会その他当該事項に関し密接な関係を有する者として農林水産省令で定める者）。

六 第四項第五号に掲げる事項（都道府県機関）。

七 第四項第六号に掲げる事項（都道府県森林審議会）。

八 第四項第六号に掲げる事項（都道府県森林機関）。

九 第四項第六号に掲げる事項（都道府県知事）。

一〇 第四項第六号に掲げる事項（都道府県知事）。

一一 第四項第六号に掲げる事項（都道府県知事）。

一二 第四項第六号に掲げる事項（都道府県知事）。

一二 第四項第六号に掲げる事項（都道府県知事）。

一四 第四項第六号に掲げる事項（都道府県知事）。

一五 第四項第六号に掲げる事項（都道府県知事）。

一六 第四項第六号に掲げる事項（都道府県知事）。

一七 第四項第六号に掲げる事項（都道府県知事）。

一八 第四項第六号に掲げる事項（都道府県知事）。

一九 第四項第六号に掲げる事項（都道府県知事）。

号) 第二十条第八項」と、同法第六条の四中 「都道府県 市町村又は土地改良区等」とあり、 同法第三十二条中「地方公共団体(第十条第二 項の規定により地籍調査の実施を委託された法 人が地籍調査を実施する場合にあつては、当該 法人)又は土地改良区等」とあり、及び同法第 三十二条の二第一項中「地方公共団体又は土地 改良区等」とあるのは「国土交通省」と、同法 第六条の四第二項中「作成して、都道府県にあ つては国土交通大臣に、市町村又は土地改良区 等にあつては都道府県知事に届け出なければ とあるのは「作成しなければ」とする。 前項に規定する復興計画の区域をその区域に 含む特定被災都道府県が国土調査法第六条の三 第二項の規定により定める事業計画は、当該復 興計画に適合するものでなければならない。	8
第六項の規定により国土交通省が行う地籍調 査に要する経費は、国の負担とする。この場合 において、同項に規定する復興計画の区域をそ の区域に含む特定被災都道府県及び特定被災市 町村は、政令で定めるところにより、それぞれ 当該経費の四分の一を負担する。	7
第二款 復興一体事業 (事業計画の認定)	9
第二十一条 復興計画に記載された復興一体事業 (計画区域内の土地の区域であつて特定大規模 災害により土地利用の状況が相当程度変化した 地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域 において、市町村が次に掲げる事業を一体的に 施行する事業をいう。以下同じ。)を施行しよう とする特定被災市町村は、復興一体事業につ いての事業計画(以下単に「事業計画」とい う。)を作成し、農林水産省令・国土交通省令 で定めるところにより、これを特定被災都道府 県知事に提出して、その事業計画が適当である 旨の認定を受けることができる。この場合にお いて、特定被災市町村は、あらかじめ、当該復 興一体事業に係る土地整理法第五十二条第 一号に規定する農用地をいう。次号及び第 二十五条第一項において同じ。)の保全又は利 用上必要な施設(第二十四条において「農 業用排水施設等」という。)の新設、管理 又は変更	8
二 農業用排水施設、農業用道路その他農用 地(農業振興地域の整備に関する法律第三条 第一号に規定する農用地をいう。次号及び第 二十五条第一項において同じ。)の保全又は利 用上必要な施設(第二十四条において「農 業用排水施設等」という。)の新設、管理 又は変更	7
三 客土、暗渠(渠)排水その他の農用地の改良又は 保全のため必要な事業	2
事業計画には、農林水産省令・国土交通省令 で定めるところにより、次に掲げる事項を記載 しなければならない。 一 施行地区(施行地区を工区に分ける場合に おいては、施行地区及び工区。以下この条及 び第二十六条において同じ。)	3
二 復興一体事業の概要 三 事業施行期間	4
再度灾害を防止し、又は軽減することを目的 とする復興一体事業の事業計画においては、施 行地区内の再度灾害の防止又は軽減を図るために の措置が講じられた又は講じられる土地の区域 における住宅及び公益的施設の建設を促進する ため特別な必要があると認められる場合には、 農林水産省令・国土交通省令で定めるところに より、当該土地の区域であつて、住宅及び公益 的施設の用に供すべきもの(以下「復興住宅等 建設区」という。)を定めることができる。 4 復興住宅等建設区は、施行地区において再度 災害を防止し、又は軽減し、かつ、住宅及び公 益的施設の建設を促進する上で効果的であると 認められる位置に定め、その面積は、住宅及び 公益的施設が建設される見込みを考慮して相当 と認められる規模としなければならない。	5
事業計画においては、環境の整備改善を図 り、交通の安全を確保し、灾害の発生を防止 し、その他健全な市街地を造成するために必要 な公共施設(土地整理法第二条第五项に規定 する公共施設をいう。次項において同じ。) 及び宅地(同条第六项に規定する宅地をいう。 以下同じ。)に関する計画が適正に定められて いなければならない。 事業計画は、公共施設その他の施設又は土地 区画整理事業に関する都市計画が定められて いる場合は、その都市計画に適合して定 めなければならない。	6
土地区画整理法第五十二条第一項の認可と、当該認定事 業計画を同項の規定により定められた事業計画 と、第二十一条第十項の規定による公告を同法 第五十五条第九項の規定による公告とみなし て、同法の規定を適用する。 (農業用排水施設等の管理)	7
第二十四条 特定被災市町村は、認定事業計画に 係る第二十一条第一項第二号(農業用排水施 設等の管理に係る部分を除く。)又は第三号に 掲げる事業の工事が完了した場合において、そ の事業によつて生じた農業用排水施設等があ るときは、その施設を管理しなければなら ない。	8
土地区画整理法第五十五条第一項から第六項 までの規定は事業計画を作成しようとする場合 について、同法第一百三十六条の規定は事業計画 について第一項の認定をする場合について準用 する。	9
二 特定被災都道府県知事は、第一項の認定をし たときは、遅滞なく、その旨を当該特定被災市 町村に通知しなければならない。	2
（復興住宅等建設区への換地の申出等）	10
特定被災市町村が前項の規定による通知を受けた場合においては、特定被災市町村長は、遅 滞なく、農林水産省令・国土交通省令で定める ところにより、当該特定被災市町村の名称、事 業施行期間、施行地区その他農林水産省令・国 土交通省令で定める事項を公告しなければなら ない。 第一項及び第七項から前項までの規定は、第 一項の認定を受けた事業計画(この項において 準用する第一項の規定による変更の認定があつ たときは、その変後のもの。以下「認定事業 計画」という。)を変更しようとする場合(農 林水産省令・国土交通省令で定める軽微な変更 をしようとする場合を除く。)について準用す る。	11
第二十六条 第二十二条第三項の規定により認定 事業計画において復興住宅等建設区が定められ たときは、認定事業計画に記載された施行地区 内の住宅又は公益的施設の用に供する宅地の所 有者で当該宅地についての換地に住宅又は公益 的施設を建設しようとするものは、特定被災市 町村に対し、農林水産省令・国土交通省令で定 めるところにより、土地区画整理法第八十六条 第一項の換地計画(第四項及び次条において單 に「換地計画」という。)において当該宅地に ついての換地を復興住宅等建設区内に定めるべ き旨の申出をすることができる。 前項の申出に係る宅地について住宅又は公益 的施設の所有を目的とする借地権を有する者が あるときは、当該申出についてその者の同意が なければならない。	12
第一項の申出は、次に掲げる場合の区分に応 じ、当該各号に定める公告があつた日から起算 して六十日以内に行わなければならない。 一 認定事業計画が定められた場合 第二十一 条第十項の規定による公告 第二十二条第十 项において準用する同条第十項の規定によ る公告 二 認定事業計画の変更により新たに復興住宅 等建設区が定められた場合 第二十二条第十 项において準用する同条第十項の規定によ る公告 三 認定事業計画の変更により従前の施行地区 に伴い復興住宅等建設区の面積が拡張された 場合 第二十二条第十項において準用する 同条第十項の規定による公告	3
特定被災市町村は、第一項の申出があつた場 合には、遅滞なく、当該申出が次に掲げる要件 に該当すると認めるときは、当該申出に係る宅 地を、換地計画においてその宅地についての換 地を復興住宅等建設区内に定められるべき宅 地として指定し、当該申出が次に掲げる要件に該 当しないと認めるときは、当該申出に応じない 旨を決定しなければならない。 一 当該申出に係る宅地に建築物その他的工作 物(住宅及び公益的施設並びに容易に移転 し、又は除却することができる工作物で農林 水産省令・国土交通省令で定めるものを除 く。)が存しないこと。 二 当該申出に係る宅地に地上権、永小作権、 賃借権その他の当該宅地を使用し、又は収益 することができる権利(住宅又は公益的施設	4

与えたときは、その損失を受けた者に對して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。前二項の規定による損失の補償については、

(土地収用法の特例)
第三十六条の二 第十一条第六項の規定により公表された復興計画に記載された復興整備事業につき

（民法の特例）
含む。）の規定による却下の裁決をするよう努めるものとする。

第二節 都市計画の特例 (一) 団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画

第二節 都市計画の特例 (一) 団地の復興拠点市街地形成施設に関する都 市計画

前項の規定による協議が成立しないときは、損失を与えた者又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第一百一十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

第三十五条 復興計画を作成若しくは変更しようとする特定被災市町村等又は実施主体（国、都道府県又は市町村に限る。）は、復興計画の作成若しくは変更又は復興整備事業の実施の準備若しくは実施（以下「復興計画の作成等」という。）のため必要がある場合においては、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長又は関係公私の団体に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

（農業振興地域の整備に関する法律の特例）
第三十八条 特定被災市町村は、農用地等（農業振興地域の整備に関する法律第三条に規定する農用地等を除く。）について、公金によつて、（号）第十一条第一項に規定する業務のほか、委託に基づき、同条第三項各号の業務（第十条等六項の規定により公表された復興計画に記載された復興整備事業に係るものに限る。）を行ふことができる。

めの拠点として一体的に整備される自然的経済的社會的条件を備えていること。
二、当該区域内の土地の大部が建築物（特定大規模災害により損傷した建築物を除く。）の敷地として利用されていないこと。
一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

並びに登記簿に現れた土地所有者及び関係人の氏名及び住所を記載すれば足りるものとし、同項第三号に掲げる書類は、その添付を省略することができる。この場合においては、同法第十四条第一項の規定は、適用しない。

目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更をしらす。この場合において、当該変更に係る土地が復興計画に記載された第十条第二項第四号ロ又はハに掲げる事業の施行された区域内にあるときは、同法第十三条第二項各号に掲げる要件を

び特定公共施設の位置及び規模
二 建築物の高さの最高限度若しくは最低限度、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度若しくは最低限度又は建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度
一 団地の復興拠点市街地形成施設に関する都

第三百二十三号) 第三百三十二条第一項の規定にかかる
わらず、同法第一百二十五条に規定する筆界特定
登記官に対し、一筆の土地(復興整備事業の実
施区域として定められた土地の区域内にその全
部又は一部が所在する土地に限る。)とこれに
隣接する他の土地との筆界(同法第一百二十三条
第一号に規定する筆界をいう。)について、同
法第一百二十三条第二号に規定する筆界特定の申
請をすることができる。

（第十四条の二）（これらの規定を同法第二十一条第一項第一号に規定する場合を除く。）

十八条第一項において準用する場合を含む。）

の規定は、前項の規定により添付書類の一部を省略して裁決を申請した場合について準用する。

この場合において、同法第四十四条第二項中「前項」とあり、同法第四十五条第一項中「前条第一項」とあり、及び同法第四十五条の二中「第四十四条第一項」とあるのは、「一大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第三十六条の三第一項」と読み

(監視区域の指定)

第三十九条 特定被災都道府県知事又は特定被災市町村である指定都市の長は、計画区域うち土地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあるり、これによつて適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区間が満了した土地である場合に限り、当該変更をすることができる。

(都市計画法の特例)
「前項第一号に規定する施設は、当該区域内の地域住民の生活及び地域経済の再建のための拠点としての機能が確保されるよう、必要な位置に適切な規模で配置すること。」
一 前項第一号に掲げる事項は、再度災害を防止し、又は軽減することが可能となるよう定めること。

² 前項の申請は、対象土地（不動産登記法第百二十三条第三号に規定する対象土地をいう。）の所有権登記名義人等（同条第五号に規定する所有権登記名義人等をいう。）の承諾がある場合に限り、することができる。ただし、当該所持権登記名義人等のうちにその所在が判明しない者がある場合は、その者の承諾を得ることを要しない。

第三十六条の四 収用委員会は、第三十六条の二に規定する復興整備事業について、土地収用法第四十七条の二第三項（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定によつて明渡裁決の申立てがあつたときは、できる限り六ヶ月以内に明渡裁決又は同法第四十七条（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による復興整備事業について、土地収用法第三十六条の二に規定する復興整備事業について、土地収用法

域を国土利用計画法第二十七条の六第一項の規定により監視区域として指定するよう努めるものとする。

第四十二条 国土交通大臣は、特定大規模災害等を受けた都道府県（以下「被災都道府県」という。）の知事から要請があり、かつ、当該被災都道府県における都市計画に係る事務の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災都道府県に代わって自ら当該被災都道府県の区域の円滑かつ迅速な復興を図

一 災害復旧事業

二 灾害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行う新設又は改良に関する事業

被災市町村を包括する都道府県は、港湾管理者である当該被災市町村（港務局であつて、当該被災市町村がその組織に加わっているものを含む。以下「港湾管理被災市町村」という。）の長又は当該被災市町村が加入している地方公共団体の組合（港湾管理者であるものに限る。）の管理若しくは長から要請があり、かつ、当該港湾管理被災市町村又は当該組合における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して特定大規模災害等から円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災地方公共団体に代わって自ら当該被災地方公共団体が管理する国道（同法第三条第二号に掲げる一般国道をいう。）、都道府県道（同条第三号に掲げる都道府県道をいう。）又は市町村道（同条第四号に掲げる市町村道をいう。）において同じ。）の当該特定大規模災害等によって必要な工事（以下「特定災害復旧等道路工事」といいう。）を施行することができる。

三 第一項の規定により国土交通大臣が施行する特定災害復旧等港湾工事に要する費用は、国が負担とする。この場合において、同項の被災市町村が自ら当該特定災害復旧等空港工事に要する費用は、國が当該被災地方公共団体に代わって自ら当該被災地方公共団体が管理する港湾法第二条第五項に規定する港湾施設の特定災害復旧等港湾工事を施行することができる。

四 第一項の規定により国土交通大臣が施行する特定災害復旧等港湾工事に要する費用は、國が当該被災市町村又は当該組合に代わって自ら当該港湾管理被災市町村又は当該組合が管理する港湾法第二条第五項に規定する港湾施設の特定災害復旧等港湾工事を施行することができる。

五 第一項の規定により国土交通大臣が施行する特定災害復旧等道路工事に要する費用は、國が当該被災市町村又は当該組合に代わって自ら当該被災市町村又は当該組合が管理する道路工事を施行することができる。

六 災害復旧等道路工事に要する費用は、國が当該被災市町村又は当該組合に代わって自ら当該被災市町村又は当該組合が管理する道路工事を施行することができる。

一 項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）である被災地方公共団体の長から要請があり、かつ、当該被災市町村が自ら当該特定災害復旧等空港工事に要する費用は、國が当該被災地方公共団体に代わって自ら当該被災地方公共団体が管理する空港法（昭和三十一年法律第八十号）第三条第三項に規定する空港管理者をいう。以下同じ。）である被災地方公共団体の長から要請があり、かつ、当該被災地方公共団体における災害復旧工事の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災市町村に代わって自ら市町村道の特定災害復旧等道路工事を施行することができる。

二 灾害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行う新設又は改良に関する事業

被災市町村を包括する都道府県は、道路管理者である当該被災市町村の長から要請があり、かつ、当該被災市町村における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災市町村に代わって自ら市町村道の特定災害復旧等道路工事を施行することができる。

三 第一項の規定により国土交通大臣が施行する特定災害復旧等港湾工事に要する費用は、國が当該被災市町村又は当該組合に代わって自ら当該被災市町村又は当該組合が管理する港湾法第二条第五項に規定する港湾施設の特定災害復旧等港湾工事を施行することができる。

四 第一項の規定により国土交通大臣が施行する特定災害復旧等道路工事に要する費用は、國が当該被災市町村又は当該組合に代わって自ら当該被災市町村又は当該組合が管理する道路工事を施行することができる。

五 第一項の規定により国土交通大臣が施行する特定災害復旧等道路工事に要する費用は、國が当該被災市町村又は当該組合に代わって自ら当該被災市町村又は当該組合が管理する道路工事を施行することができる。

一 項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）である被災地方公共団体の長から要請があり、かつ、当該被災市町村が自ら当該特定災害復旧等空港工事に要する費用は、國が当該被災地方公共団体に代わって自ら当該被災地方公共団体が管理する空港法（昭和三十一年法律第八十号）第三条第三項に規定する空港管理者をいう。以下同じ。）である被災地方公共団体の長から要請があり、かつ、当該被災地方公共団体における災害復旧工事の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災市町村に代わって自ら市町村道の特定災害復旧等道路工事を施行することができる。

二 灾害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行う新設又は改良に関する事業

被災市町村を包括する都道府県は、空港管理者である当該被災市町村の長から要請があり、かつ、当該被災市町村における災害復旧工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災市町村に代わってその権限を行うものとする。

三 第一項の規定により国土交通大臣が施行する特定災害復旧等道路工事に要する費用は、國が当該被災市町村又は当該組合に代わって自ら当該被災市町村又は当該組合が管理する道路工事を施行することができる。

四 第一項の規定により国土交通大臣が施行する特定災害復旧等道路工事に要する費用は、國が当該被災市町村又は当該組合に代わって自ら当該被災市町村又は当該組合が管理する道路工事を施行することができる。

一 項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）である被災地方公共団体の長から要請があり、かつ、当該被災市町村が自ら当該特定災害復旧等空港工事に要する費用は、國が当該被災地方公共団体に代わって自ら当該被災地方公共団体が管理する海岸法（昭和三十二年法律第二百八十九号）第三条第三項に規定する海岸管理者をいう。以下同じ。）である被災地方公共団体の長から要請があり、かつ、当該被災地方公共団体における海岸管理被災地の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災市町村に代わって自ら市町村道の特定災害復旧等道路工事を施行することができる。

二 灾害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行う新設又は改良に関する事業

被災市町村を包括する都道府県は、空港管理者である当該被災市町村の長から要請があり、かつ、当該被災市町村における災害復旧工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災市町村に代わってその権限を行うものとする。

三 第一項の規定により国土交通大臣が施行する特定災害復旧等道路工事に要する費用は、國が当該被災市町村又は当該組合に代わって自ら当該被災市町村又は当該組合が管理する道路工事を施行することができる。

四 第一項の規定により国土交通大臣が施行する特定災害復旧等道路工事に要する費用は、國が当該被災市町村又は当該組合に代わって自ら当該被災市町村又は当該組合が管理する道路工事を施行することができる。

被災市町村を包括する都道府県の知事は、海岸管理者である当該被災市町村（港務局であつて、当該被災市町村がその組織に加わっているもの）の長（「海岸管理被災市町村」という。）の長又は当該被災市町村が加入している地方公共団体の組合（海岸管理者であるものに限る。）の管理者若しくは長から要請があり、かつ、当該海岸管理被災市町村又は当該組合における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して特定の大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該海岸管理被災市町村の長又は当該組合の管理者若しくは長に代わつて自ら特定災害復旧等海岸工事を施行することができる。

第三項の規定により主務大臣が施行する特定災害復旧等海岸工事を要する費用は、国の負担で定めることにより、同項の海岸管理被災地方公共団体の長又は同項の組合の管理者若しくは長に代わつてその権限を行つものとする。

第一項の規定により主務大臣が施行する特定災害復旧等海岸工事を要する費用は、国の負担とする。この場合において、同項の海岸管理被災地方公共団体又は同項の組合は、政令で定めることにより、当該費用の額から、当該海岸管理被災地方公共団体の長又は当該組合の管理者若しくは長が自ら当該特定災害復旧等海岸工事を施行することとした場合に国が当該海岸管理被災地方公共団体又は当該組合に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。

第二項の規定により都道府県知事が施行する特定災害復旧等海岸工事については、当該都道府県の費用をもつてこれを施行する。この場合において、国は、政令で定めることにより、同項の海岸管理被災市町村又は同項の組合に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を負担

し、又は当該都道府県に補助し、当該海岸管理者に交付する負担金又は補助金の額を控除した額を負担する。

7 この条に規定する主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、その全部又は一部を地方支分部局の長に委任することができる。

8 第二項及び第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務（同項の規定により都道府県が処理することとされているものにあっては、政令で定めるものに限る。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

9 第三項又は第四項の規定により海岸管理者に代わってその権限を行う主務大臣又は都道府県知事は、海岸法第五章の規定の適用については、海岸管理者とみなす。（地すべり等防止法の特例）

第四十九条 主務大臣（地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第五十一条第一項に規定する主務大臣をいう。以下この条において同じ。）は、被災都道府県の知事から要請がありかつ、当該被災都道府県における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災都道府県の知事に代わって自ら当該特定大規模災害等によって必要を生じた次に掲げる事業に係る同法第二条第四項に規定する地すべり防止工事（以下「特定災害復旧等地すべり防止工事」という。）を施行することが得べきである。

一 灾害復旧事業

二 灾害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるためこれと合併して行う新設又は改良に関する事業その他災害復旧事業以外の事業であつて、再度災害を防止するため土砂の崩壊その他の危険な状況に対処して特に緊急に施行すべきもの。

3 主務大臣は、前項の規定により特定災害復旧等地すべり防止工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、同項の被災都道府県の知事に代わってその権限を行うものと

第一項の規定により主務大臣が施行する特定災害復旧等地すべり防止工事に要する費用は、国の負担とする。この場合において、同項の被災都道府県は、政令で定めるところにより、当該費用の額から、当該被災都道府県の知事が自ら当該特定災害復旧等地すべり防止工事を施行することとした場合に国が当該被災都道府県に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。

この条に規定する主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、その全部又は一部を地方支分部局の長に委任することができる。

第二項の規定により都道府県知事に代わってその権限を行う主務大臣は、地すべり等防止法第六章の規定の適用については、都道府県知事とみなす。

(下水道法の特例)

第五十条 被災市町村を包括する都道府県は、公共下水道管理者(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第四条第一項に規定する公共下水道管理者をいう。以下同じ。)又は都市下水道管理者(同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第五項において同じ。)である当該被災市町村の長から要請があり、かつ、当該被災市町村における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災市町村に代わって自ら当該被災市町村が管理する公共下水道(同法第二条第三号に規定する公共下水道をいう。第三項において同じ。)又は都市下水路(同条第五号に規定する都市下水路をいう。)の当該特定大規模災害等によつて必要を生じた災害復旧事業に係る工事(以下「特定災害復旧下水道工事」という。)を施行することができる。

第五十一条 前項の都道府県は、同項の規定により特定災害復旧下水道工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、同項の被災市町村に代わってその権限を行うものとする。

第一項の規定により都道府県が施行する特定災害復旧下水道工事については、当該都道府県

の費用をもつてこれを施行する。この場合において、国は同項の被災市町村が自ら当該特定災害復旧下水道工事を施行することとした場合に國が当該被災市町村に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を負担し、又は当該都道府県に補助し、当該被災市町村は当該費用の額から国が当該都道府県に交付する負担金又は補助金の額を控除した額を負担する。

第二項の規定により公共下水道管理者又は都市下水路管理者に代わってその権限を行う都道府県は、下水道法第五章の規定の適用については、公共下水道管理者又は都市下水路管理者とみなす。

(河川法の特例)

第五十一条 国土交通大臣は、被災地方公共団体の長から要請があり、かつ、当該被災地方公共団体における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災地方公共団体の長に代わって自ら指定区間内の一級河川、二級河川（河川法第五条第一項に規定する二級河川をいう。第八項において同じ。）又は準用河川（同法第一百条第一項に規定する準用河川をいう。以下同じ。）の当該特定大規模災害等によって必要を生じた次に掲げる事業に係る工事（以下「特定災害復旧等河川工事」という。）を施行することができる。

一 災害復旧事業

二 災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行う新設又は改良に関する事業

被災市町村を包括する都道府県の知事は、当該被災市町村の長から要請があり、かつ、当該被災市町村における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災市町村の長に代わって自ら準用河川の特定災害復旧等河川工事を施行することができる。

国土交通大臣は、第一項の規定により特定災害復旧等河川工事を施行する場合においては、都道府県で定めるところにより、同項の被災地方公

